

## 銀行等による保険募集に係る弊害防止措置等の見直しについて

銀行等による保険募集については、必要な弊害防止措置を講じた上で段階的に解禁され、平成19年12月には、全ての保険商品の募集が認められた（全面解禁）。

弊害防止措置等については、全面解禁に際し、「モニタリング結果等を踏まえ、保険契約者等の保護や利便性の観点から、弊害防止措置等について、概ね3年後に、所要の見直しを行う」こととしており、これに沿って、今般、モニタリング結果の収集及び関係者からのヒアリング等を実施し、見直しについて検討を行った。

このような検討の結果を踏まえ、弊害防止措置等について、その枠組みは維持しつつ、下記のとおり見直しを行うこととする。

### 1. 融資先募集規制等

- (1) 一定の保険商品については、事業性資金の融資先（従業員数50人以下の小規模事業者については、その従業員等を含む）に対し、手数料を得て保険募集を行ってはならないこととされている（融資先募集規制）。

当該規制は、引き続き存置する。ただし、一時払終身保険、一時払養老保険、積立傷害保険、積立火災保険等、及び事業関連保険（銀行等のグループ会社を保険契約者とするものに限る）の募集については、規制対象から除外する。

- (2) 融資先募集規制の対象となる保険商品については、融資申込者に保険募集を行ってはならないこととされている（タイミング規制）。

当該規制は、引き続き存置する。ただし、非事業性資金の融資申込者に対する保険募集については、規制対象から除外する。

- (3) 地域金融機関については、融資先募集規制の対象となる保険商品の募集に関し、①担当者分離規制（事業に必要な資金の貸付けに関して顧客と応接する業務を行う者が、融資先募集規制の対象となる保険商品の募集を行ってはならないとする規制）について代替措置をとること及び従業員数20人超50人以下の融資先の従業員等に対する保険募集を行うことを可能とす

る一方、②融資先の従業員等（従業員数 50 人超の融資先の従業員等を含む）を保険契約者とする保険契約に係る保険金額を一定額以下とする、との特例が設けられている。

当該特例は、引き続き存置する。ただし、担当者分離規制の適用を受けられる場合については、保険金額の制限の対象となる保険募集は、従業員数 50 人以下の融資先の従業員等を保険契約者とするものに限ることとする。

## 2. 弊害防止措置等の実効性確保のための措置

- (1) 保険商品と預金との誤認防止については、書面その他の方法による説明義務が設けられているが、顧客が当該説明内容を理解したことについて、書面を用いて確認することとする。
- (2) 非公開金融情報の保険募集業務への利用については、顧客の事前の同意を要することとされているが、当該同意を取得する際には、保険の勧誘の手段、利用する情報の範囲、同意の撤回の方法等を明示することとする。
- (3) 住宅ローン関連保険の募集に際しては、他の銀行取引等に影響がない旨の説明義務が設けられているが、当該保険への加入がローンの条件ではない旨を、顧客に対し書面によって説明することとする。

## 3. 施行期日

上記の内容その他技術的修正等に係る内閣府令等の改正を行い、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

4. なお、銀行等による保険募集の状況については、引き続き、金融庁として実態把握に努めていくこととする。今後の弊害防止措置等の見直しについては、特定の期限は設けず、必要が生じた場合に行うこととする。

## 銀行窓販に関する経緯

- |          |                                 |
|----------|---------------------------------|
| 平成12年5月  | 銀行等による保険募集を可能とする保険業法の<br>改正(公布) |
| 平成13年4月  | 改正保険業法施行(第一次解禁)                 |
| 平成14年10月 | 対象商品の拡大(第二次解禁)                  |
| 平成17年12月 | 対象商品の拡大、融資先募集規制等の導入<br>(第三次解禁)  |
| 平成19年12月 | 対象商品を全ての商品に拡大(全面解禁)             |

## 銀行等による保険募集に係る現行の弊害防止措置の概要

### **銀行等による保険募集全般に係る規制**

#### **○ 非公開情報保護措置**

銀行等は、①顧客の預金情報等を保険募集業務に利用する場合、又は②顧客の非公開保険情報を銀行業務等に利用する場合、書面その他の適切な方法による顧客の事前同意が必要

#### **○ 優越的地位の不当利用禁止**

信用供与の条件とした保険募集（抱き合わせ募集）その他の自己の取引上の優越的地位を不当に利用した保険募集を禁止

#### **○ 法令遵守責任者の配置**

保険募集に係る法令遵守責任者を営業単位ごとに設置することを義務付け

#### **○ 募集指針の作成、公表**

引受保険会社の商号の明示、契約内容に係る情報提供等に関する指針の策定・公表・実行を義務付け

（注）この他、銀行法施行規則において、預金との誤認を防止するための説明を義務付け

### **平成 17 年 12 月以降に解禁された保険商品に係る規制**

#### **○ 融資先募集規制**

事業性資金の融資先（従業員数 50 人以下の小規模事業者はその従業員等を含む）に対し、手数料を得て行う保険募集を禁止

#### **○ タイミング規制**

融資申込者（非事業性資金の融資申込者を含む）への保険募集を禁止

#### **○ 担当者分離規制**

事業性金融業務と保険募集業務の担当者分離を義務付け

#### **○ 知りながら規制**

保険代理店が銀行等の特定関係者（グループ会社）であって、顧客と銀行等の融資関係を知っている場合、当該顧客に対する保険募集を禁止

#### **※ 地域金融機関の特例**

地域金融機関が生命保険・第三分野保険の保険募集を小口に限る場合、

- ① 従業員等への保険募集が禁止される小規模事業者を、従業員数 20 人以下の企業とする
- ② 担当者分離規制について、厳格な担当者分離に代わる措置を認める

#### **※ 協同組織金融機関の特例**

協同組織金融機関が生命保険・第三分野保険の保険募集を小口に限る場合、融資先の会員又は組合員に対して保険募集ができる

## 現行の融資先募集規制の対象となる保険商品

	融資先募集規制の対象外	融資先募集規制の対象
生命 保険 分野	<p><u>平成13年4月解禁商品</u></p> <p>住宅関連信用生命保険</p> <p><u>平成14年10月解禁商品</u></p> <p>個人年金保険 財形保険</p> <p><u>平成17年12月解禁商品</u></p> <p>貯蓄性生存保険（死亡保障部分の小さいもの）</p>	<p><u>平成17年12月解禁商品</u></p> <p>一時払終身保険 一時払養老保険 平準払養老保険（保険期間10年以下）等</p> <p><u>平成19年12月解禁商品</u></p> <p>定期保険 平準払終身保険 平準払養老保険（保険期間10年超） 貯蓄性生存保険（死亡保障部分の大きいもの） 医療・介護保険 等</p>
損害 保険 分野	<p><u>平成13年4月解禁商品</u></p> <p>住宅関連長期火災保険 住宅関連債務返済支援保険 海外旅行傷害保険</p> <p><u>平成14年10月解禁商品</u></p> <p>年金払積立傷害保険 財形傷害保険</p>	<p><u>平成17年12月解禁商品</u></p> <p>個人向け賠償保険等 積立火災保険等 積立傷害保険</p> <p><u>平成19年12月解禁商品</u></p> <p>自動車保険 団体火災保険等 事業関連保険 団体傷害保険</p>